

# 今後の社会教育の在り方について

～わかやまをつくる社会教育～

報 告

平成18年6月

和歌山県社会教育委員会議

# 今後の社会教育の在り方について ~わかやまをつくる社会教育~

## 社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動

- ・住民の自主的な活動の支援
- ・社会教育施設を中心とした地域活動支援
- ・生涯学習活動の学習環境の整備

## 社会教育を取り巻く新たな状況

- ・地方分権の進展
- ・NPOやボランティア活動の活発化
- ・地域や家庭の教育力の低下
- ・ニートや2007年問題等の新たな社会問題の発生

新たな「地域」づくりの必要性  
社会教育の役割は？

## 社会教育の現状と課題

もの

はこ

ひと

地域での学習活動や社会教育関係事業

地域での学習活動が中心に行なわれる公民館等の社会教育施設

社会教育活動を地域で実践する住民・社会教育関係職員

- ・趣味・教養分野の学習に加えて、地域の課題解決につながる学習等が必要
- ・個人やグループでの学習活動が社会参加につながる必要がある

- ・住民の意志を反映し、住民が「集う」、「学ぶ」、「結ぶ」場になる必要がある
- ・幅広い地域住民の学習拠点となる必要がある

- ・コーディネーターやファシリテーターとしての能力を備える地域の人材の養成が必要
- ・社会教育関係職員としての高度な専門性が必要

## 今後の施策の大切な視点

- ・地域の住民同士のつながりを
- ・地域づくりの視点を
- ・現代的課題の学習活動を
- ・地域資源を生かして事業を

- ・家庭教育やボランティア活動の場に
- ・住民との協働を進める場に
- ・自主サークル活動に社会性を持たせる場に
- ・公的な支援の場に

- ・社会教育における地域の指導者養成を
- ・地域づくりに貢献するひとづくりを
- ・社会教育関係職員の資質の向上を
- ・2007年問題をチャンスに

## 今後の施策の方向（具体的事例）

### 現代的課題に関する学習

- ・裁判員制度に係る教育・啓発
- ・「稲むらの火」などの防災教育
- ・防犯教育・防犯活動及び防災ボランティア
- ・人権教育、環境教育・・・

### 地域の課題解決に係る活動や地域づくり

- ・地域の資源を活用した地域づくり
- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・地域ふれあいルームの開設
- ・公民館等での家庭教育・子育て支援

※ 現代的課題：国民や住民として必ず対処することが必要な課題

### 住民の参画・協働

- ・地域づくりの担い手の養成
- ・NPO等との協働事業実施

## 学習支援

アクションプラン

① 個人の学びを豊かにする

② 共同の学びにつなげる

③ 学びを地域活動に生かす

⑤ ひとづくりから地域づくりを

学びをつなぐ

活動をつなぐ

④ 地域をつなぐ  
「ひと」をつくる

# 目 次

はじめに	1
第1章 社会教育の現状と課題について	2
1 社会教育を取り巻く現状	2
(1) これまでの経緯	2
(2) 社会教育を取り巻く新たな状況	3
2 「もの」、「はこ」、「ひと」からみるわかやま	5
(1) 地域での学習活動 「もの」	5
① 学習活動の現状	5
② 学習活動についての課題	6
(2) 地域の社会教育施設 「はこ」	7
① 社会教育施設（公民館）の現状	7
② 社会教育施設（公民館）についての課題	8
(3) 地域で活動するひとづくり 「ひと」	8
① ひとづくりの現状	8
② ひとづくりについての課題	9
第2章 今後のわかやまの社会教育の在り方について	10
1 「もの」、「はこ」、「ひと」を考える大切な視点	10
(1) 「もの」を考える大切な視点	10
① 地域の住民同士のつながりを	10
② 地域づくりの視点を	12
③ 現代的課題の学習活動を	12
④ 地域資源を活用した事業を	13
(2) 「はこ」を考える大切な視点	14
① 家庭教育支援やボランティア活動の場に	14
② 住民との協働を進める場に	15
③ 自主サークル活動に社会性を持たせる場に	17
④ 公的な支援の場に	17
⑤ 社会教育施設における指定管理者制度	18
(3) 「ひと」を考える大切な視点	19
① 社会教育における地域の指導者養成を	19
② 地域づくりに貢献するひとづくりを	20
③ 社会教育関係職員の資質の向上を	21
④ 2007年問題をチャンスに	22
2 今後のわかやまの社会教育施策の方向	23
アクションプラン	23
① 個人の学びを豊かにする	24
② 共同の学びにつなげる	24
③ 学びを地域活動に生かす	24
④ 地域をつなぐ「ひと」をつくる	25
⑤ ひとづくりから地域づくりを	25
おわりに	26
資 料	28

## はじめに

現代社会においては、少子高齢化の進行や高度情報化、国際化等の進展により、人々の生活環境が急激に変化し、地域における人と人とのつながりや家族関係が希薄化する中、いじめや不登校に加えて、最近では、ニートやひきこもり等の青少年を取り巻く問題が起きています。また、子どもの安全が脅かされるだけでなく子どもの生命が危険にさらされる痛ましい事件が続発するなど、新たな社会問題が発生しています。こうした社会状況を背景として、地域や家庭の教育力の低下が叫ばれています。

一方、人々の価値観やライフスタイルが様々に変化し、生涯学習への関心が高まるにつれ、学習ニーズが多様化、高度化するとともに、個人の個性や能力を生かし、社会活動や地域活動に参加・参画しようとする気運が高まってきています。また、阪神淡路大震災以後、ボランティアやNPO等による住民活動が活発になり、住民主導による地域づくりや地域の課題解決に向けた学習活動が、新たな公共活動を担いつつあります。こうした動きは、地域や家庭の教育力の向上に寄与するとともに、従来から行政主導で行われてきた社会教育に少なからず影響を与えています。

和歌山県では、戦後、社会同和教育が地域課題として位置づけられ、地域の実情に応じた学習活動が、「わかやまをつくる」取組の中核を担ってきました。また、身近な社会教育施設である公民館等で住民の共同による学習活動を展開し、地域で活動する大人を育てることで、地域づくりに大きく貢献してきました。さらに、本県にある海や山、川に代表される恵まれた自然と歴史・文化などの地域資源を生かした地域を活性化する取組や、県内各地で子どもの居場所づくりや通学合宿などの様々な取組が実施されつつあります。

しかし、時代の趨勢とともに、本県でも社会教育行政のあり方やそれぞれの地域の課題が変化し、従来からの社会教育の枠組みの中では、その役割を果たしていくことが難しい状況が生まれてきています。21世紀においては、新たな社会システムが求められ、その重要な役割を担うのは「地域」であり、まさに社会教育であると考えられます。

このような状況のもと、県社会教育委員会では、県教育委員会からの諮問を受け、本県の社会教育が置かれている現状や課題を明確にしつつ、社会の変化や社会教育を取り巻く新たな状況に対応した「今後の社会教育の在り方」について協議を重ねました。

本報告が各方面で十分に活用され、本県の社会教育の発展の一助となることを期待し、ここに審議の結果を報告します。

# 第1章 社会教育の現状と課題について

## 1 社会教育を取り巻く現状

### (1) これまでの経緯

社会教育は、住民の自主的な学習活動を尊重し、行政は主としてそれを奨励、援助するとともに、社会教育施設の運営にあたっては住民参加の考えを取り入れ、地域活動の支援や地域の活性化に貢献してきました。近年、社会の成熟化に伴う学習需要が増大するとともに、社会・経済の変化に対応するための学習が必要であるということから、生涯学習社会の構築に向け、社会教育の果たす役割がますます大きくなってきています。

#### ○ 社会教育と地域づくり

社会教育とは、学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）です。

昭和24年に社会教育法が制定され、公民館等の社会教育施設（「はこ」）において、地域住民の生活課題を中心とする住民の自主的な学習活動（「もの」）が展開され、地域で活動する人材（「ひと」）を養成することで、地域づくりにつながる活動を支えてきました。

特に、本県では、社会同和教育における地区懇談会の開催等をとおして、同和問題の解決のみならず、地域づくりや社会教育の推進、地域の発展に大きく寄与してきました。

#### ○ 生涯学習の環境整備

平成2年に、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が定められ、これにより、個人の個性や能力を生かし、自由に学習の機会が選択でき、学習の成果が正当に評価される生涯学習社会の実現に向けた施策を展開していくことになりました。

本県においては、平成10年に生涯学習の推進のための方策を示す「和歌山県生涯学習推進基本構想～ゆとりと充実のわかやまをめざして～」を策定しました。その後、平成15年に策定した「きのくに県民カレッジ構想」に基づき、同年9月には、人々の生涯にわたる学習活動を支援し、より学びやすい環境を整備するため、「きのくに県民カレッジ」を開学しました。本カレッジは、県・市町村・大学・生涯学習関連団体やNPO等が実施する講座等の情報を体系化し、広く県民の学習機会を提供するとともに、一定の単位取得者には認定証を発行するなど、生涯学習の振興に大きな役割を果たしています。

## ○ 社会教育と生涯学習

生涯学習の振興とともに、個人の趣味・教養分野への学習意欲が高まり、平成10年に出された生涯学習審議会答申では、社会教育と生涯学習の位置づけについて、「社会教育は、生涯学習活動の中核をなすもので、人々の学習ニーズに合った学習環境を整備していく必要がある。」と記されています。以後、社会教育は、個人の興味・関心に沿った学習ニーズに対応した学習環境の整備に力を注ぐようになり、学習活動が単に個人個人の「趣味・教養」を充足させるものにとどまることも一部で見かけられるようになりました。

生涯学習とは、組織的、意図的に行われる「社会教育」や「学校教育」に加え、組織的に行わない個人の学習活動も含む「あらゆる学習活動」を対象とする幅広い概念です。また、社会教育も幅広い活動をさし、社会教育の実施主体、事業内容や活動の目的には制限がなく、一般的に「民間教育事業者」と呼ばれている民間が主体となるカルチャーセンターのような営利を目的とする講座もその概念に含まれます。現在、都市部ではこれらの民間教育事業者が提供する学習活動の果たす役割が大きくなっています。

## (2) **社会教育を取り巻く新たな状況**

人々がゆとりを持ち豊かさを実感できる社会を実現するため、画一性と公平性を重視してきた「中央集権的なシステム」から、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本にすえた地方分権へと変革が進められています。

一方で、社会の変化に伴う、住民個人のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域における人と人とのつながりが薄れるなど、家庭や地域の社会教育を取り巻く状況も大きく変化してきています。

## ○ 地方分権の進展

地方分権が進展し、市町村合併に伴う行政体制の再構築が行われています。このような中、自己決定・自己責任の考えのもと、有効な行政サービスが求められており、社会教育の推進体制、関係事業や施設の運営方法等についても、こうした動きを反映すべき時期にきています。

また、地域づくりを推進するうえで、社会教育が果たす役割はますます大きくなってきており、そのためには、従来から実施されてきた祭礼行事等の地域活動を継続させていくことなども重要です。

## ○ 地域や家庭の教育力の低下

近年、基本的な生活習慣の乱れ、いじめや不登校、児童虐待、相次ぐ青少年犯罪の多発など青少年に関わる諸問題が深刻化してきています。こうしたこと背景として、核家族化や都市化などにより、地域社会や家庭の在り方が変化し、子どものしつけや基礎的な教育を担うべき家庭の教育力が次第に低下してきたことや、子どもが社会の基本的なルールを学ぶ場である地域社会の教育力が低下してきたことがあげられます。

このような中、平成13年に社会教育法が、平成15年には公民館の設置基準が改正され、家庭教育支援や体験活動・ボランティア活動の奨励に関する事業が、教育委員会の事務として明記されるとともに、地域の実情に合わせた柔軟な公民館運営ができるようになりました。現在、地域や家庭の教育力向上に向けた取組として、子育て等に関する講座の実施や地域で子どもを育てる体制整備などが進められています。

## ○ 新たな社会問題と社会教育

本県では、過疎化、少子高齢化が進み、若者の県外流出による後継者不足、独居老人の増加などが顕著であり、本県の地域づくりに大きな影響を与えています。

こうした状況の中、県内の自然や文化、また人的資源などを生かした様々な取組が進められようとしています。平成19年（2007年）前後に退職の時期を迎える豊富な経験と知識を持つ団塊の世代の力を、地域活動の活性化に生かすことが検討され始めています。

また、地域社会の環境も大きく変化し、若い子どもの命が奪われるといった事件が多発しており、県内では、地域で子どもを育てる取組や地域で子どもの安全を守る取組も行われています。

## ○ 新たな公共を担うNPO・ボランティア団体の出現

従来から行われてきた社会教育では、社会教育関係団体が地域の学習活動の中核を担い、地域に根ざした活動をとおして住民に対して大きな影響を与えてきました。しかし、近年、人と人のつながりが薄れ、地域社会が大きく変化する中、様々な課題が生じてきています。

一方、自然災害等に見舞われた地域で、全国から多くの個人やNPOがボランティア活動に参加するなど、社会に貢献したいという人々の意識の高まりが見られます。また、課題をかかえる当事者がNPOを組織し、その解決に向けて取り組んでいくことは、今後の社会教育を進めるうえで大きな意義があります。

実際に、新たな社会教育の担い手として、社会教育関係団体やNPO、ボランティア団体と協働したり、様々な行政機関が連携することにより、社会的、公共的な課題に対応する取組がすでに始められています。

## 2 「もの」、「はこ」、「ひと」からみるわかやま

わかやまの社会教育の現状と課題を考えるにあたり、本報告では、地域での学習活動や関係事業を「もの」、地域での学習活動が中心に行われる公民館等の社会教育施設を「はこ」、社会教育活動を地域で実践する人々やそれらの人々の活動を支援する社会教育関係職員を「ひと」ととらえました。社会教育のこれまでの経緯やそれを取り巻く新たな現状を踏まえ、「もの」、「はこ」、「ひと」の3つの側面からわかやまの社会教育の現状と課題を考えることとします。

### (1) 地域での学習活動 「もの」

#### ① 学習活動の現状

##### ○ 学習内容の変遷

社会教育法制定時から、本県では公民館等において、生活改善や親子関係など生活に身近な問題についての学習が行われてきました。特に、各地域の公民館等では同和問題の解決に向けた学習活動が活発になり、地域づくりや地域の課題解決をテーマとする学習活動へと広がりを見せました。最近では、個々の興味や関心に基づく、趣味・教養分野をはじめ、環境や防災・防犯等の新しい課題が学習テーマに取り上げられるようになってきました。

##### ○ 学習機会の提供

社会教育における学習機会の提供は、国や地方公共団体の行政機関と、営利及び非営利の民間教育事業者が行っています。社会教育行政は主に、地域で組織化された社会教育関係団体と協働しながら、講座や研修会を実施してきました。近年、一般行政の各部局、大学等の高等教育機関、民間教育事業者やNPOなどもその役割を担うようになり、それぞれの機関や団体が特徴を生かした多様な学習機会を提供しつつあります。

##### ○ 自主サークルやボランティア団体の学習活動

県内の公民館では、趣味・教養やスポーツに関する分野で多くの自主サークルが活動を実施しています。社会教育行政は自主的・自立的に継続して実施されるようなサークルに成長していくことを目的として、活動の場の確保や活動に対する助成などを行っています。また、子どもの健全育成など、子どもに関わる活動分野では多くのボランティアや社会教育関係団体が活動しており、社会教育行政と協働した取組が各地域で増加しつつあります。

## ② 学習活動についての課題

### ○ 社会参加につながる学習

学習の成果が個人にとどまることなく、ボランティア活動や地域活動への参加などにつながるよう、社会性・公共性のある学習活動を展開することが必要になります。

また、自主サークル等の集団の学習の場においても、グループや団体が相互に交流を深め、ネットワークを広げる学習活動を展開することが望まれます。

### ○ 現代的課題に対応する学習

急激な社会の変化に対応して、県内では、防災教育、文化遺産の保全、青少年を犯罪から守る地域づくりや防犯教育、環境保全や国際理解等の世界的な課題、高齢社会への対応など、社会生活を営むうえで、住民が理解し、体得しておくべき課題が増大しています。

しかし、こうした現代的課題については、学習の機会が十分に提供されているとは言えず、また、現代的課題を自己の課題としてとらえている人も多くないため、その学習活動は各地域で十分に行われている状況ではありません。

今後は、幅広い学習機会の提供はもとより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力、そして課題解決に取り組む主体的な態度を培っていく視点が必要です。

### ○ 学習ニーズの把握

公民館等の利用者は年代や性別に偏りが見られることが多く、利用者のニーズ等だけでは、地域の幅広い住民の意志を反映させていくことは困難です。住民の学習ニーズを把握し、それに対応した学習機会を提供するためには、公民館運営審議会等、地域の実情に応じた方法で議論することが大切です。また、平日の参加が困難な勤労者の学習機会を確保するため、これまで実施の少ない休日や夜間に学習機会を提供し、様々な人々が集える場になるよう、柔軟な施設運営を検討する必要があります。

また、インターネット等をとおして学習機会等についての情報を発信するとともに、NPOや民間教育事業者の活動についての情報も把握し提供するなど、幅広く住民の学習活動を支援していくことが必要です。

## (2) 地域の社会教育施設 「はこ」

今回の報告では、「はこ」である公民館、図書館、博物館、青少年施設等の社会教育施設について考えるにあたり、その中でも特に地域に密着した社会教育の中核的な役割を果たしてきた公民館に焦点を当てることとします。

### ① 社会教育施設（公民館）の現状

#### ○ 社会教育施設（公民館）

公民館は、昭和21年の文部次官通牒によって設置が推奨された「社会教育施設」であり、昭和24年に制定された社会教育法においてその法的規定が確定され、多くの市町村において条例設置されました。法制定時から現在に至るまで、社会教育活動の拠点として地域の学習活動を支援し、地域で活動する人材を育成するとともに、住民の交流の場としてその機能を果たしてきました。

本県では、平成14年度の全国調査によると、一人あたりの公民館の設置率は全国平均の約2.3倍にあたり、上位に位置しています。

平成17年度においては、県内全ての市町村に合計266の公民館が条例設置されており、公民館には館長を含めた665名の職員が配置されていますが、公民館長の約8割が非常勤で、一般職員（常勤）では約5割が兼任職員となっています。また、独自の施設を持たない公民館や教育委員会が直接運営している公民館もあり、約半数が他の公共施設との共用となっています。

#### ○ 社会教育施設（公民館）の運営

公民館は市町村が設置し、職員を配置しています。多くの公民館では、施設の運営に住民の意志を反映させるため、公民館運営審議会等を設置しています。また、公民館の設置基準が緩やかな規定であることもあり、結果として各市町村での施設数や規模、館の運営方法などが様々であるといった状況にあります。しかしながら、それぞれの地域で住民・職員によって独自に運営の工夫が重ねられ、それらの工夫が地域を越えた実践交流によって各地に広まり、新たに生じる地域課題に対応しながら発展しつつあります。

#### ○ 社会教育施設（公民館）の役割

都市化、核家族化等が進行し、地域での連帯意識が希薄化する中、公民館は地域活動の拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に大きな役割を果たしてきました。また、公民館は、従来から日常生活圏における住民の身近な学習・交流の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し、生活の改善・向上に大きな役割を果たし、住民が「集う」、「学ぶ」、そして住民を「結ぶ」という活動の拠点となってきました。

## ② 社会教育施設（公民館）についての課題

### ○ 幅広い活動の場

公民館は、多様な学習機会や集会の場を提供するなど、地域における学習ニーズに総合的に応える社会教育施設です。現在、主催講座や自主サークルの活動として、主として趣味、教養に関する学習が展開されています。しかし、家庭の教育力の低下や青少年に関わる様々な問題等についての取組を地域で進めるため、住民主体による知識と経験を生かした新たなボランティア活動、地域の子どもと大人との交流活動や体験活動を実施する子どもの居場所づくり、また、子育ての知識や経験を生かしての子育て支援の場等の活用が期待されます。今後は、地域の自然や生活・文化・人材などの特色を十分生かした学習プログラムの開発や地域性のある課題についての学習など、幅広い活動の場として活用することが望まれます。

### ○ 多様な住民をつなぐ場

人々の価値観やライフスタイルの変化とともに、公民館は住民が地域の課題解決のために共同で学ぶ場としての機能や、気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報交換できる自由な交流の場としての機能が小さくなってきています。

このため、公民館は、開館時間の延長、休館日の変更、施設設備の改善など、人が利用しやすい、集まりやすい施設としての条件整備を進めるとともに、より幅広い住民相互の交流が図れるよう、様々な工夫が必要です。

また、リーダー養成研修や学級・講座の修了者を公民館事業の指導者、助言者としていたり、地域の人々を施設のボランティアとして受け入れたりすることは、多様な学習を展開することが可能となるだけでなく、地域住民の相互交流を深めることに役立つと考えられます。

## (3) 地域で活動するひとづくり 「ひと」

### ① ひとづくりの現状

#### ○ 社会教育における指導者養成

本県では、同和問題をはじめとする様々な人権課題をテーマに、行政が社会教育関係団体との連携のもと、その役員等を対象とした指導者研修を実施するなど、社会教育関係団体の活動をとおして、地域全体にその効果を広げてきました。

また、社会教育主事をはじめ市町村社会教育関係職員を対象に、多様化、高度化する人々の学習ニーズ、社会の変化や新たな課題等に的確に対応するため、様々な学習課題をテーマとした研修会や職種（社会教育主事、公民館職員、社会教育委員等）別に、独自の研修会が実施され、地域の学習活動の中核となる人材の養成が行われています。

## ○ 社会教育専門職員（社会教育主事）の現状

専門職員である社会教育主事は、社会教育に関わる施設の管理運営、学習活動の実施、地域で活動するひとづくりにおいて、その中心となってきました。また、長い配属期間の中で、十分な経験を積みながら、地域住民との良好な関係を築き、地域の社会教育の進展に寄与する人材に成長してきました。

県内では国や県による社会教育主事の派遣制度を活用してその数を増やしてきましたが、昭和60年頃をピークに減少傾向にあります。近年、市町村職員のジョブローテーション（在任期間）が短くなる中、専門職である社会教育主事の異動が増え、計画的な養成・配置が難しくなっています。

また、社会教育主事の任用資格を取得して大学を卒業しても、地方公共団体において専門職員として働く場を得ることは難しい状況が続いています。

## ② ひとづくりについての課題

### ○ 地域のコーディネーター、ファシリテーターの養成

これまで、地域活動の主体となっている社会教育関係団体の自主的・持続的な活動を支援するため、指導者研修が行われてきました。今後はそれに加えて、地域で活動するグループやNPOにおいて活躍する人材のスキルアップや地域活動のネットワークを広げる人材の養成も必要となってきました。

また、社会教育分野での人材養成は、専門的知識や技能を習得し、地域活動のリーダーとして活躍する人材の養成をめざした講座が中心でした。近年、地域住民の主体的な学習活動を促進するために、地域の住民やグループをコーディネートしたり、住民の学習活動を支援（ファシリテート）する能力を身につけた人材を養成することが必要となってきました。

### ○ 社会教育主事及び社会教育関係職員に求められる専門性

社会教育主事、公民館職員を含めた全ての社会教育関係職員は、社会教育全般についての、広範かつ専門的な知識と経験を持つようになることが望まれます。

また、職員には、地域住民の学習・活動ニーズに関する調査分析力、地域の学習資源の把握、地域のNPO、グループ、社会教育関係団体との良好な関係を構築する力、学習・体験活動プログラム作成能力や学習情報等を提供するためのIT活用能力などが求められることから、研修会の在り方を検討する必要があります。

## 第2章 今後のわかやまの社会教育の在り方について

第1章において、わかやまの社会教育の現状や課題について、「もの」、「はこ」、「ひと」の3つの側面から考えてきました。

社会教育が果たすべき役割として、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおける学習活動に対応した学習環境を整備し、生涯学習社会を構築していくことがあげられます。

また、地域づくりについての学習活動の活性化や、学習の成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会で行う実践的活動の振興、住民の交流促進を積極的に推進することが求められています。

今後、社会教育を推進するにあたっては、住民の学習活動への支援という観点とともに、地域づくりのための社会参加活動の促進という視点が大切になります。

本県では、ユネスコの世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」、ラムサール条約に登録された「珊瑚礁が広がる串本町沿岸海域」、そして大津波から村人を救った濱口梧陵の活躍を描いた「稲むらの火」など、地域資源等を生かした地域独自の取組が進められ、全国に向けて発信されています。

今回の報告では、県社会教育委員会議の協議を踏まえ、各委員が関わる先進的な実践事例を中心に提起、わかやまの社会教育を考える大切な視点を考えるとともに、具体的な取組の計画について考えます。

### 1 「もの」、「はこ」、「ひと」を考える大切な視点

#### (1) 「もの」を考える大切な視点

##### ① 地域の住民同士のつながりを

豊かな地域社会を形成するための活動が行われるためには、相互信頼、連帯といった人と人とのつながりが地域に築かれることが必要です。住民一人ひとりが学習活動で得られたつながりをもとに、さらに多様な学習活動や地域活動を積み重ね、地域でのネットワークを広げていく視点が大切になります。

#### 音楽活動をとおしての地域づくりをめざして

##### ～「つくし〜'S」が企画した学校ぐるみのコンサート～

つくし〜'Sは、男女10名のコーラスグループです。平成14年、古座川町が主催した「サーカス」を招いてのコンサート〈みんなで参加、みんなで作ろうハーモニー〉への一般参加をきっかけに結成されました。以後、町主催の桜まつり、公民館分館主催の秋まつりなどの地域のイベントに参加するかたわら、学社連携を視点に置きつつ、独自のコンサート活動を展開してきました。

ここでは、その一つを紹介します。



(古座川町 スリランカチャリティーコンサート)

メンバーのニュージーランド出身のALTが、スリランカで家を建てるボランティアに参加するため、つくし〜'Sがチャリティーコンサート「ハーモニーは海を越えてFrom熊野toスリランカ」を企画し、各方面へ出演を呼びかけました。その結果、町内外の音楽グループ14組と町内小学生60名(総児童数136名)が参加してくれました。ロビーでは、熊野の写真展他、町内保育園児によるスリランカの友達へ向けてのメッセージボード展示も行われました。実施の過程において、私たちの企画に対し、学校から大きな支援を得られたことは強い力となり、地域の人々の協力もあって、観客数400人(総人口3,740人)、感動に対する募金も31万円を集めることができました。

今後も、民間グループとして、学校、行政に対して企画を提供し協力を得ながら、音楽をとおしてのメンタルな活性化の一端を担える活動を継続していきます。

## いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも ～総合型地域スポーツクラブ～

総合型地域スポーツクラブは、現在のスポーツ環境の改善を図り、みんなでつくる、地域で育てるスポーツクラブです。

その特徴は、複数の種目が用意されていて、自分の好きな種目を選んで楽しむことができるということです。子どもから高齢者まで、年齢・性別に関係なくだれもが楽しみ、初心者から競技者まで、どんなレベルの人でも指導を受けることができます。さらに、地域のスポーツ施設を有効に利用でき、コミュニティの場として活用できます。クラブは、参加する会員の会費によって運営され、ボランティアによる自主運営を基本として、クラブに自分たちの意見を反映しながら会員のニーズを大切にサービスを提供します。



(田辺市 会津スポーツクラブ)



(有田市 スポーツクラブありだ)

このクラブの大きな目的の1つは、豊かなスポーツライフの創造です。スポーツは、人々の生活を豊かにする可能性を持った人類共通の文化です。2つ目は、地域コミュニティの再生です。

する・見る・支えるスポーツライフが、身体的・精神的健康づくり、さらに人づくり・まちづくりにつながります。現在、県内に設立・設立準備中のクラブ数は18、設置市町村数は10(全体の33%)であり、平成22年までに全ての市町村に1つ以上設立されることをめざしています。

## ② 地域づくりの視点を

住民の興味や関心にあった学習活動をとおして、自分の住む地域に主体的に関わり、地域づくりに貢献する住民を育てるという視点で事業を実施することが大切です。

近年、子どもの日常の生活圏で子どもの命が奪われる痛ましい事件が起こっています。このことに対応して、犯罪を起こさせない地域づくりや子どもの安全を地域で守る取組が進められています。

### 安全・安心な地域づくりを ～子どもサポーターの活動～

旧吉備町地域では、「子どもサポーターづくり推進委員会」を組織し、住民や関係機関と連携しながら、「子ども・学校を守る」地域環境づくりを進めています。子どもサポーターとは、児童生徒の登下校時に、地域の街角に立ち、安全指導や声かけ運動を行う地域住民や保護者のボランティアで、平成17年度末には、約400名にまで増加しています。警察署、有田郡少年センター、PTA、老人クラブ、議会、町内消防団等の各種機関・団体との連携をすすめ、地域住民の安全意識の高揚と安全環境の整備が進められています。



(有田川町)

## ③ 現代的課題の学習活動を

住民にとって身近な公民館を活用し、防災、環境、介護予防、裁判員制度等の現代的課題についての学習を行い、住民の地域活動を活性化させることが必要です。

### 地域ぐるみの防災体制を ～稲むらの火に学ぶ～

過去にたびたび大地震による津波の被害を受けてきた本県では、教科書にも記載された「稲むらの火」の先人の教訓を受け継ぎ、防災教育の取組が広がっています。

広川町は、防災教育の重点推進地域として指定を受け、学校・関係機関等を含めた「稲むらの火協議会」を設置しています。また、公民館を中心として、町行政と地域団体で構成された実行委員会が「稲むらの火祭り」を実施し、濱口梧陵の防災や地域づくりにおける偉業を学ぶとともに、地域住民の地震や津波への防災意識を高める取組が進められています。



(広川町)

## あなたも裁判員に

～平成21年5月までに新しい制度が始まります～

平成21年5月までに導入される裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人が裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、どのような刑にするのかを決める制度です。



## 裁判員制度

(裁判員制度シンボルマーク)

(文部科学省・法務省・最高裁判所)

この制度では、20歳以上の国民は誰でも、選ばれれば刑事裁判に参加することになります。また、法や司法の基本的な役割や意義について理解する必要があります。

このため、住民にとって身近な社会教育施設(公民館、図書館)等において、パンフレット等や広報用DVD、ビデオの配布・貸出による制度の周知や、住民を対象にした制度に関する教育・啓発活動を実施すること等が期待されます。

### ④ 地域資源を活用した事業を

地域にある身近な自然や文化、歴史等の地域資源について住民が学習するとともに、それらを保全し、有効に活用することで、地域活動の活性化につなげることが大切です。

## あなたが文化の伝承者「文化遺産塾」

～文化遺産の保存・活用をめざして～

県内には、ユネスコの世界遺産に登録された紀伊山地の霊場と参詣道をはじめ、多くの文化遺産があります。その中には、一般に文化遺産として認識されていないものも多く、これらについての調査が必要であり、貴重な文化遺産として保存し、積極的に活用することが求められています。

県教育委員会では、文化遺産の調査・活用をより積極的に推進するためには地域の方々の委員の方々の協力を得て、文化遺産塾を開講しました。



(県立近代美術館)

県民の方々を対象として、文化遺産についての知識を得るとともに、それらの保存や活用についての理解を深めることを目的としたこの講座には、多くの申込みがあり、文化遺産に対する県民の関心の高さがうかがえました。

## 高校生・大学生によるまち再発見

### ～グリーンマップづくりをととした地域学習～

住民と国土交通省和歌山港湾事務所との協働により、海辺や自然に親しむことのできる空間の再発見を目的としたグリーンマップ（環境マップ）づくりが進められています。

その取組のひとつとして、大人では気づかない様々な視点からの地域資源の再発見をめざし、地元の県立和歌山工業高校生と大学生の若い世代が和歌浦地区マップづくりに取り組みました。

この学習活動は、県立図書館文化情報センターのコーディネーターにより、地域のボランティアやグループ等が高校生や大学生の地域での活動をサポートする形で進められ、その成果を発表するシンポジウムが県立図書館メディア・アート・ホールで開催され



（県立図書館 メディア・アート・ホール）

ました。

学習活動をととして、高校生たちは地域の魅力を再発見するとともに、学生と地域住民との出会い・ふれあい・交流の場がつけられ、学校と地域の連携が進められました。

## (2) 「はこ」を考える大切な視点

### ① 家庭教育支援やボランティア活動の場

地域住民の学習拠点の場としての役割を明確にするとともに、時代の変化に伴った新しい役割として、家庭教育、子育て支援やボランティア活動の場として、学習機会・情報の提供、相談・助言、交流機会の提供に努めるなど、幅広い分野での学習や地域活動が展開される場にするという視点に立った運営をすることが必要です。

## 親子ふれあいの集い

### ～田辺市ひがし拠点公民館の子育てグループ支援～



（田辺市 ひがし拠点公民館）

孤立した子育てを防ぎ、多くの関わりを持ちながら子育てのできる環境づくりが、地域社会では急務であり、次代を担う子どもたちに必要不可欠なことと考え、平成10年に子育てグループの設立に取り組みました。

ひがし拠点公民館では、子育てグループの育成をめざし、支援や協働を行い、現在、3つの子育てサークルで合計約160名の会員が活動しています。

## ○ 子育てグループへの支援

- 1) 子育てを支援している「田辺市地域子育て支援センター」、「お話の会」、「お遊び集団」への協力依頼
- 2) おもちゃ・音響機器の無償提供
- 3) 公民館内全面禁煙(平成13年4月実施)
- 4) コピー機・印刷機材の無料提供
- 5) 活動場所(部屋)の優先配置及び提供



(田辺市 ひがし拠点公民館)

## 公民館を拠点とした子育て支援

### ～子育てサポートネットワーク『いきいき優友』～

平成13年4月に結成された子育てサポートネットワーク『いきいき優友』は、子育てを経験したお母さんやお父さんが集まり、子育て支援と青少年の健全育成のために活動を行う自主サークルです。公民館を中心に活動を行い、「井戸端会議風にみんなで子育てを考える」ことで、日頃から子育てやしつけに関する悩みや不安を抱えている親の手助けを行っています。



(日高川町 川辺公民館)

また、町内にある「かわべ天文公園」の施設を活用して、プラネタリウムの中で満天の星空を鑑賞し、子育てに関する講習を受けるプログラム「マタニティー・プラネタリウム」を年2回企画・運営し、参加者である妊娠中のお母さんら若い夫婦に好評を得ています。

## ② 住民との協働を進める場に

公民館等は地域の実情に合わせ、住民の意思を反映した事業を実施できるよう、地域住民や社会教育関係団体・NPO等との協働を進める場という視点に立つことが大切です。

また、県内では、多くの住民や地域団体の協力のもと、「地域ふれあいルーム」や「通学合宿」の取組が、公民館等で実施されています。子どもの体験活動に地域の大人が関わり、子どもとのふれあいだけでなく、参加する大人の学びやつながりも広げることが大切になります。

## 子どもたちと本との出会いの場を

### ～住民が開く家庭文庫「光陽台絵本の家」～

光陽台絵本の家は自宅玄関先のほんの小さなスペースです。平成3年、橋本市紀見地区公民館の呼びかけに応じたもので、公民館からの本約300冊、自分の本約100冊で始めました。その後、ユネスコ宝くじ子ども文庫から100冊の贈呈、近隣の方からの寄贈、自分たちで始め今は公民館行事のひとつになったアルミ缶回収の収益金での購入とで1500冊を超えるものになっています。以前は、週4日開家していましたが、周辺の子もたちが成長し対象となる子どもたちが減少し、利用者は大変少なくなりました。現在の開家は不定期となっています。



(橋本市 光陽台絵本の家)

光陽台絵本の家が軌道にのり、紀見ヶ丘、柿の木坂、小峰台と次々に文庫が誕生しました。

集会所に本を置き、子ども会で運営する所では、その絵本担当部門が独立し、読み聞かせなどを行うグループに発展しています。光陽台絵本の家の利用者の中には、自分の子どもの保育園で文庫と読み聞かせの活動を始めた方もいます。絵本の家の開設は、周辺の状況に合わせた、非常にタイムリーなものと言えます。

## たくましく育てわが町の子もたち

### ～なちかつキッズ合宿(通学合宿)をとおして～

那智勝浦町では、青年団、婦人会、地域活動連絡協議会、連合PTA、ボランティア、教育委員会のメンバーからなる「ふれあいネットワーク実行委員会」が、平成17年10月19日から3泊4日で那智勝浦町教育センターで通学合宿を開催しました。参加児童は、男子12名、女子7名の計19名でした。この通学合宿には、婦人会の25名を筆頭に実行委員会に関係する各種団体や機関から、延べ76名の協力を得ることができました。

本年度は、地元の食材や特産品についての知識を深める取組や実際に地元の食材を使った調理

ゴミ出し



(那智勝浦町 教育センター)

体験など、地産地消の願いを込めたプログラムで実施しました。参加した児童の1人は「ご飯を作る時はスタッフのおばちゃんたちは口で教えてくれるだけなので、すべて自分たちでやらなければなりません。自分たちがやらなきゃ誰もやってくれないと思ってご飯を作りました。自分たちで作ったご飯は最高でした。」という感想を述べています。特に食育等をとおして子どもと住民がふれ

あい、期待どおりの成果を上げることができました。

※ 通学合宿 : 地域の大人の協力を得て、子どもたちが自治会館や公民館などで一定期間寝泊まりしながら学校に通う取組。

日常生活に関わる事柄を、大人の支援を受けながら、子どもたち自らが行うことで、生活するための力を身につけるとともに、大人と子どものふれあいを深める目的を持つ。



(那智勝浦町、教育センター)

### ③ 自主サークル活動に社会性を持たせる場に

公民館は、住民の自発的な学習活動が展開され、適切な援助を受けることができる場であることが重要であり、個人やグループの交流や、学級講座などの参加者に対して、自発的なグループをつくるきっかけとなる場であることが大切です。さらに、サークル活動がグループ内だけにとどまらず、地域活動での実践につながるよう、社会性や公益性を持つような場にするという視点が望まれています。

#### 地域活動の活性化につながるサークル活動

##### ～紀美野町中央公民館での取組～

紀美野町の公民館での講座・サークル活動数は約80以上にもものぼり、昼夜の別なく盛んに行われています。そのうち、30に及ぶサークル活動に子どもたちが参加できる体制が整っており、中学生の総合的な学習や週末の子どもの居場所としての機能を果たしています。

町内では、多くの人が公民館での学習活動に参加しています。サークル活動への参加を契機に、まちづくりの活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域活動の活性化につながっています。また、サークル活動も社会性を持つ活動が多くなり、家庭教育支援や福祉ボランティアに関する活動が行われています。



(紀美野町 中央公民館)

### ④ 公的な支援の場に

公民館では、公的な援助が必要な住民の地域活動を支援する場とするという視点が大切です。ニート、ひきこもりや不登校児童・生徒への支援、障害児・者の地域での交流の場の確保、高齢者の介護予防の問題等に取り組む住民の地域活動や当事者の交流の場を確保するなど、課題解決に向けた活動を支援する場となることが望まれています。

## 障害のある子どもの活動の場を

### ～地域ふれあいルームの活動をとおして～

子どもと大人がともに集い、子どもに様々な活動機会を提供するとともに、そこに集う大人同士の交流や学習を促進するための拠点として、県内の社会教育や学校教育の施設で128(平成17年度)の「地域ふれあいルーム」が開設されています。

その中で、NPO「おもちゃばこ」は、障害のある子どもを対象として、定期的に社会教育施設で地域ふれあいルームを開設し、活動を支援する中・高校生がボランティアとして活動に参加することで、地域の若い世代の交流の場にもなっています。

また、県立図書館文化情報センターで開催している地域ふれあいルームでは、高齢者の生きがいをづくりに取り組む「新和歌山NPO」が、会員の技能を生かした陶芸教室を障害のある子どもを対象として実施しました。この教室に参加した子どもが、同センターで開催する他の活動にも参加するようになり、地域の子どもの交流が進んでいます。



(和歌山市 NPOおもちゃばこ)

## ⑤ 社会教育施設における指定管理者制度

平成15年に地方自治法第244条の2第3項が改正され、指定管理者制度が創設されました。この制度は、地方自治体の出資法人等に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」を廃止し、公共施設の管理運営の委託先を株式会社等の民間事業者にもまで拡大することにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることを目的としたものです。

公共の施設へ指定管理者制度を導入するにあたっては、施設の設置の目的が十分達成され、住民サービスの向上につながるよう留意する必要があります。

## 民間のノウハウを生かし、質の高いサービスを

### ～県立施設への指定管理者制度の導入～

指定管理者制度を導入する41の県立施設のうち25施設が指定管理者の公募を行い、そのうち13施設はNPOをはじめとする民間事業者が、残りの12施設は公的出資による財団等が指定管理者として決定しています。

県立の社会教育施設については、平成18年4月から、紀北青少年の家、白崎青少年の家、潮岬青少年の家の3つの青少年施設が指定管理者により運営されています。

### (3) 「ひと」を考える大切な視点

#### ① 社会教育における地域の指導者養成を

社会教育活動は、行政主導から住民と行政の協働した活動へ、また官から民へとその活動の主体の軸足を移しつつある中、地域に貢献するひとを育てるという視点が重要になります。

また、地域活動に取り組むグループ、NPOや社会教育関係団体においては、その活動を活性化させるため、指導者や会員等の資質向上をめざすということが大切です。

#### 学びの成果を生かして活動する“メントル” ～地域の生涯学習を推進するリーダー～

“メントル”はフランス語で「すばらしい指導者」を意味し、会社員、主婦、農業者など、研修を通じ育成した20名の方々が、それぞれの特技を生かしたボランティア活動を、地域に密着して行っています。

“メントル”は、各種講座・研修会等の企画・運営・指導助言と幅広く活動し、学習して培ってきた成果を自分だけのものとするのではなく、他に提供し、ボランティア活動へとつなげています。

○メントルスクール(“メントル”が企画・運営する講座)

の一例

- ・夏休み親子でソーセージ作りにチャレンジ
- ・環境講座～有機食品、有機農業について
- ・園芸講座～家庭菜園で上手に野菜をつくるポイント
- ・男の料理教室
- ・学童保育におけるしめ縄づくり



(紀の川市 貴志川生涯学習センター)

#### 子どもの幸福と健やかな成長を願って ～県PTA指導者研修会～

昭和47年から、毎年1月、県内の小中学校のPTA会員を対象に、指導者研修会を開催しています。この研修会では、子どもの幸福と健やかな成長を願い、学校及び家庭における教育への支援の在り方や、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善と充実を図るための活動、さらに会員自らの教養を高めるための学習活動の在り方等について講演会及び分科会を実施し、協議を深めています。



(白浜町 町立体育館)



(白浜町 町立体育館)

講演会は、子育てに関して、できるだけ幅広い視点から示唆が得られるようにと考え、この2年間は、「外国人からみた日本の子育て」というテーマで実施しました。また、「人権学習」「健全育成」「教育問題」「広報活動」「特別部会」の5つの分科会を設け、子どもの安全・安心、家庭・学校・地域の連携、携帯電話・メール・ゲームなどの電子機器と子育て、豊かな心の育成、魅力的な広報の在り方等の現在の教育課題を取り上げ、諸課題の解決への糸口が見つけられる協議になることをめざしています。

## ② 地域づくりに貢献するひとづくりを

住民が地域の実践をとおして主体的に学び、その成果を新たな地域づくりにつなげていくこと、「地域に学び、地域に生かす」という視点が大切になります。そのためには、受け身的な学習活動から発信型の学習支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会で行う実践的な活動や幅広い住民の交流などを積極的に推進していく必要があります。

### まちづくり・ひとづくりをめざして

#### ～和歌山に活力を生み出す紀州お祭りプロジェクト～

紀州お祭りプロジェクト実行委員会は、「活力ある和歌山のまちづくり・ひとづくり」を目的として平成15年に設立されました。平成17年の第2回「紀州よさこい祭り」の開催では、和歌山市内6会場、観客15万人、県内外から2,100人の踊り子が熱気あふれる演舞を披露し、和歌山の街に新しい活力を生み出しています。活力の源は、「5年後の和歌山は必ず変わる！」を合言葉に集まった、和歌山に熱い想いをもつ「市民」の力です。「素晴らしい名所をたくさんの人に知ってほしい」「人と人とのつながりをとりもどきたい」「活気のなくなった商店街を盛り上げたい」「青少年の居場所がほしい」。各会場を担当する実行委員は、地域が抱える課題の解決を胸に、資金活動からスタッフ集めまで奔走し、行政や企業とも力を合わせて祭りを準備します。踊り子たちは、和歌山の美しい自然や風土、人情や気質を独創的な楽曲と演舞で自由に表現し、伝統と現代が織りなす新たな文化を生み出しながら、見る人に感動や生きる力を与えます。祭りは、それ自体が目的でありながら、様々な地域課題解決の手段として活用され、まちづくりの新たな担い手が次々と登場し活動を始めています。



(和歌山市 紀州よさこい祭り)



(和歌山市 紀州よさこい祭り)

## ともに学び、ともに地域課題を考える“Slow Wave”

### ～男女共同参画社会の実現をめざして～

“Slow Wave”という名前は、静かな水面に小石を投げ込んだ時に、その波紋が次第に広がり、大きな輪となって広がっていく様子をイメージしています。

“Slow Wave”では、橋本市の紀見北地区公民館を拠点に、女性の社会参画や人生の折々に生じる悩みをテーマに、ともに学び、ともに地域課題を考えるための講座を行っています。

当初は、心理カウンセラーを講師に、主に自己啓発講座を行いました。平成16年からは、女性の再就業支援の取組、「元気工房プロジェクト」を始めています。結婚や出産、子育てを機に離職した女性たちが、「働く」ことを改めて考え直すための学習講座やワークショップを、様々な機関と連携して実施しています。講座は、会員にとっては、課題の当事者として自らの問題と向き合う場であり、様々な側面から支援者として関わる行政担当者にとっては、地域課題を知るための機会となっています。

「男女共同参画」というこれからの社会づくりの在り方について、学び、実践する取組を、等身大の視点で今後も続けていきます。



(橋本市)

### ③ 社会教育関係職員の資質の向上を

社会教育関係職員には、地域のコーディネーター、学習活動のファシリテーターとして、地域で活動する個人や団体の活動のネットワークをつなぎ・広げる能力、さらに、地域活動をプロデュースしていく能力が大切になります。

このような視点に立って、社会教育関係職員の研修を充実し、専門的な知識・技術等の一層の向上を図るとともに、情報の活用や高度情報化社会の進展に伴う現代的課題やボランティア活動との連携などの新たな課題への対応を含め、常に研修内容の見直しを図ることが大切です。

## さらなる資質の向上をめざして

### ～社会教育関係職員の研修～

県教育委員会では、県内の市町村社会教育関係職員等に対し、当面の社会教育の諸課題について共通の理解を図るとともに、それぞれの職務を遂行するために必要な専門的知識、技術についての研修会を年間3回実施しています。

また、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題についての理解を深めるとともに、人権教育を進めるために必要な専門的知識・技術の習得をめざし、人権教育指導者研修講座を年3回実施しています。加えて、人権問題について、5地方でそれぞれの実情を踏まえた研修会を実施し、教育関係者や保護者、関係機関の幅広い参加を得て、課題解決に向けた取組を推進しています。

#### ④ 2007年問題をチャンスに

平成19年（2007年）に、団塊の世代と呼ばれる人たちが、定年退職のピークの時期を迎え、豊富な知識や経験を持った人たちが職場から地域へ活動の場を移すこととなります。社会教育において、この人々の地域活動やボランティア活動への参加をスムーズに促すという視点に立ったシステムを構築することが必要です。

地域活動への参加が難しいシニア世代が、地域活動に参加するためには、地域での新たな人間関係と居場所づくりをめざした機会を提供するとともに、地域活動の中心となるべきリーダーの養成が必要となります。

## 団塊の世代の力を地域の活性化に生かす取組を

### ～わがまち地域資源活用塾～

2007年前後には、高度な知識や経験を持つ団塊の世代が退職の時期を迎え、地域で過ごす時間が多くなり、地域活動への参画が期待されています。しかし、この世代は、仕事中心の多忙な生活を過ごし、地域社会との関係が希薄で、自分が持つ知識や能力を生かせる機会や場が少ないため、地域活動にその力を十分に発揮するためには、新しい仕組みづくりを考える必要があります。

県教育委員会では、シニア世代自身が自分の知識・能力を活用する可能性に気づき、地域で活躍の場を得るための支援講座、子ども安全・安心のまちづくりを進めるために登下校を見守るボランティア活動、地域の特性を生かしたコミュニティビジネス創造塾等の事業企画をNPO等から募集し、新たなシニア世代の地域活動モデルとしてNPO等との協働で実施します。

## 2 今後のわかやまの社会教育施策の方向

第2章1では、「もの」、「はこ」、「ひと」の「大切な視点」について、県内各地で実施されている事例をもとにみてきました。こうした視点に立って、今後のわかやまの社会教育施策の方向について考えるとき、住民の学習活動（学び）をどう支援していくかが重要となります。

これからの社会教育は、個々人の「趣味・教養」を充足させることにとどまらず、裁判員制度、環境や防災に係る教育・啓発活動など国民や地域住民として必ず対処することが必要な「現代的課題についての学習活動」、地域の教育力の向上や地域資源を生かした地域づくりなどについて「住民の参画による地域の課題解決をめざす学習活動」に重点を置き、身近な社会教育施設を中心に学習活動（学び）を活性化させることが大切です。

個人の学びの場を豊かにするためには、個々の興味・関心に合った多様な学習の場が用意され、学習者が自由にその場を選択できるような環境整備が必要です。また、学びが個人だけで終わるのではなく、共同の学びへと発展し、学びの成果を生かした地域活動の参加へとつなげることや、地域づくりに取り組む住民を育てていくことも、今後、社会教育が果たしていく大切な役割になります。

こうした「学びを支援する社会教育」という観点に立ち、今後、県内で実施される社会教育施策の方向を示すものとして、次の5つのアクションプラン（行動計画）を提言することとします。

### アクションプラン（行動計画）

- ① 個人の学びを豊かにする
- ② 共同の学びにつなげる
- ③ 学びを地域活動に生かす
- ④ 地域をつなぐ「ひと」をつくる
- ⑤ ひとづくりから地域づくりを

## アクション① 個人の学びを豊かにする

☆ 個人の学びを豊かにするためには、個々の興味や関心などに基づく学習ニーズに合った学習の場が数多く提供されることが重要となります。このため、社会教育行政は、高等教育機関、教育委員会、一般行政、社会教育関係団体やNPO等が持つ、もの・はこ・ひと等に関する学習資源の情報を収集し、社会教育におけるあらゆる学びの場で有効に活用できるよう、ネットワークを構築することが大切です。

- ・ 県行政機関、市町村、NPO等や社会教育関係団体等との協働を進め、幅広い学習機会を提供する
- ・ 生涯学習関連講座の情報を幅広く収集し、県民に向け情報発信する
- ・ きのくに県民カレッジを充実させる
- ・ 大学などの高等教育機関等と連携して、高度な専門性を生かして、現代的課題や地域課題解決に向けた学習の場をつくる
- ・ テレビやラジオのインターネット等のメディアを活用した学習機会の利用を促進する

## アクション② 共同の学びにつなげる

☆ 共同による学びは、個人の学びを広げたり、深めたりすることにつながり、さらに地域においては、学びの成果を地域活動や地域づくり等に生かす第一歩となります。

また、共同の学びを発展させるためには、学習者同士が学習テーマを共通認識し、学習内容や学習方法などを主体的に決定することが大切になります。

- ・ 学習者の企画提案による主体的な学習の場をつくる
- ・ 学習の成果を生かせるしくみづくりを進める
- ・ 学習者のネットワークを構築し、自主的な活動サークル等の組織化を支援する
- ・ 学習者が主体的に取り入れる学習活動プログラムを開発する

## アクション③ 学びを地域活動に生かす

☆ 個人の学びが広がるにつれて、学びの成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが大切になります。このため、地域の実情に応じたボランティア活動や地域活動が数多く行われるよう、それらの情報が住民に向けて発信されることが必要になります。

また、住民が地域の現状や課題について共通認識を持ち、解決のための活動につなげていくための学習の場をつくることも必要になります。

- ・ 学習を積み重ねたグループやNPOが主体的に企画、運営し地域にむけて発信できる場をつくる
- ・ 地域でのボランティア活動や子どもを育てる活動等を促進する
- ・ 地域の課題解決に向けて学習するグループや団体の活動を支援する
- ・ 地域活動に取り組むNPOやグループの情報を収集し、地域へ向けて発信する

#### アクション④ 地域をつなぐ「ひと」をつくる

☆ 地域の活動をつなげ、活性化させるためには、その活動の中心となる「ひと」（参加体験型学習を進めるファシリテーターや人と人をつなぐ調整役であるコーディネーター）をつくるのが大切です。

地域で中心となって活動する人材をつくるためには、研修や養成講座で資質の向上を図ることや、「ひと」をつくるのが社会教育の目標であることを意識し、実践的な活動を展開していくのが大切です。

- ・ 社会教育関係職員の専門性を高める
- ・ 社会教育関係職員が地域活動に取り組む個人やグループをコーディネートできる資質を備えるよう支援する
- ・ 専門的な知識や技能を備え、地域で参画型学習などの学習活動を支援する人材を養成する
- ・ 社会教育関係団体などにおいて行われる研修等で適切な助言を行う
- ・ ひとづくりに取り組むNPO等の活動の場の確保に努める

#### アクション⑤ ひとづくりから地域づくりを

☆ 社会教育は、地域の課題を解決するための住民の学びを進め、地域づくりにつながる地域活動に関わる人材を養成することを目的としています。公共性を持つ活動が活発化することで、地域づくりの目標が明確になり、住民主体の地域づくりが進められます。

- ・ 地域づくりにつながる課題解決に向けた住民の学習活動を支援する
- ・ 地域住民が地域づくりの目標を明確にできるよう、その活動を支援する

## おわりに

本社会教育委員会議においては、地方分権の進展、地域や家庭の教育力の低下、またフリーターやニートの増加等、社会教育をとりまく新たな状況を概観しつつ、わかやまの社会教育の現状と課題について精力的に検討を行い、社会教育を振興していくうえでの基本的な考え方や今後重視すべき観点を提示しました。そのうえで、5つのアクションプラン（行動計画）を具体的に提言し、今後のわかやまの社会教育施策について、一定の方向を示しました。

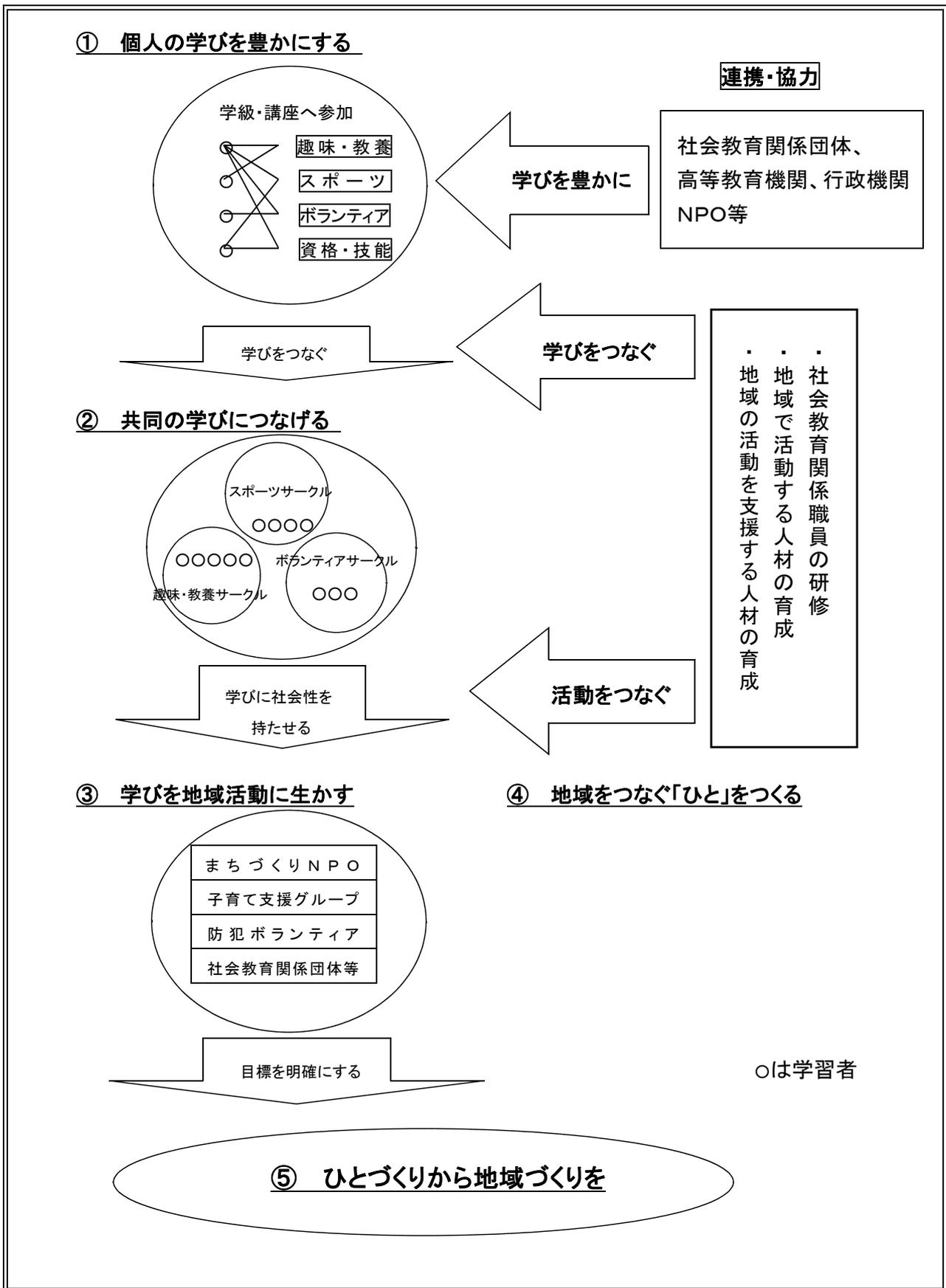
会議においては、本県では、長く積み重ねてきた社会同和教育が現代的課題、地域課題への取組の中核的役割を担ってきた経験を、今後の社会教育の振興にどう生かすのか、また市町村合併が進展していく中で、地域に密着した公民館等の機能をいかに活性化すべきか、社会教育振興を担う職員等人材育成のあり方について、さらに行政と地域住民が一体となって取り組む環境づくり等々について様々な意見が出されました。

また、学校教育との連携の中での環境や防災・防犯に係る教育・啓発のあり方や若い世代の地域活動やボランティア活動への参加をいかに促進するか等についても引き続き十分議論すべき重要な課題であるとの意見が出されたところであります。

今後、これらを含め、課題解決のための具体的方策等については、さらに検討を進める必要があると考えられます。このため、そうした観点からも、本報告に対する県民や関係者の皆様の忌憚ないご意見をお願いするとともに、県教育委員会におかれましては、本報告の提言を踏まえ、関係部局及び地域住民等と十分連携しつつ、速やかに効果的な社会教育施策の推進に取り組んでくださることを願って、本報告書をしめくくることとします。

〈和歌山県社会教育委員会議議長〉

# 地域での学び（アクションプラン）



## 県内社会教育の現況（平成17年10月1日現在）

### 1 教育委員会における社会教育活動等の現況

#### ① 教育委員会事務局の社会教育関係職員数

教育委員会で社会教育行政を担当している職員（社会体育担当を含む）の総数は412人であり、1教育委員会あたりの職員数は10.3人である。

職員を、専任、兼任、非常勤別にみると、専任329人、兼任44人、非常勤39人である。また、職種別にみると、課長45人、社会教育主事46人、派遣社会教育主事13人、その他の職員308人である。

教育委員会事務局の社会教育関係職員数

		課長		社会教育主事	派遣社会教育主事	社会教育主事補	その他の職員	合計
			うち社教主兼任					
社会教育担当	専任	15	(3)	29	13		160	217
	兼任	6	(1)	5			14	25
	非常勤						30	30
社会体育兼任	専任	14	(2)	4			21	39
	兼任	3		2			5	10
	非常勤						4	4
社会体育専任	専任	5		4			64	73
	兼任	2	(1)	2			5	9
	非常勤						5	5
合計		45	(7)	46	13	0	308	412

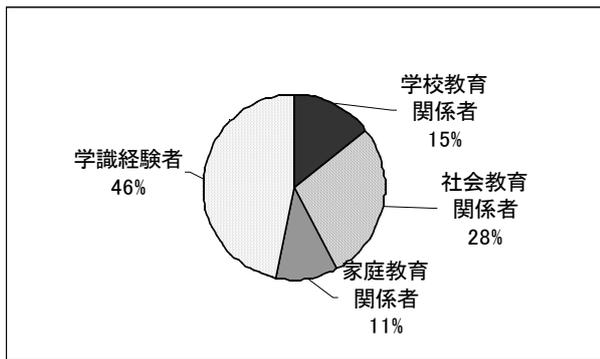
#### ② 社会教育委員、社会教育関係指導員

社会教育委員の総数は364人であり、1教育委員会あたり9.1人である。

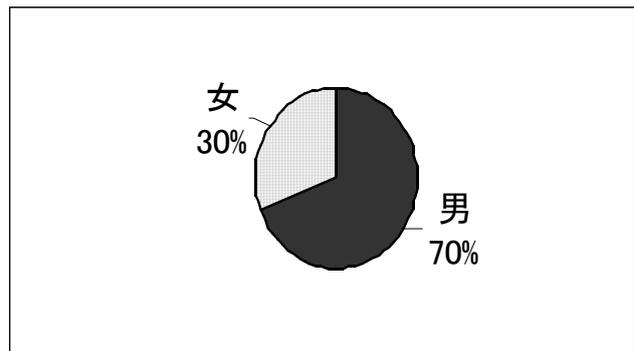
県内社会教育委員の構成

		学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育向上活動	学識経験者	合計
社会教育委員	男性	52	74	14	113	253
	女性	1	27	25	58	111
合計		53	101	39	171	364

社会教育委員の構成（分野別）



社会教育委員の構成（男女別）



社会教育関係指導員総数は、871人で、うち社会教育指導員87人、体育指導員476人、それ以外の各種の社会教育関係指導員308人である。

社会教育関係指導員

		社会教育指導員	体育指導員	各種指導員	合計
社会教育関係指導員	男性	65	348	216	629
	女性	22	128	92	242
合計		87	476	308	871

③ 指導者研修・諸集会

平成16年度、県及び市町村の教育委員会が主体となって行った指導者研修の件数は80件、参加者数4,241名である。また、諸集会は489件、参加者は120,108名である。

④ 社会教育学級・講座

平成16年度、県及び市町村教育委員会が開設した学級・講座の実施総数は948件、受講者総数は61,573人となっている。

学習内容別の講座数、受講人数は、教養の向上が356講座・11,919人、体育レクリエーションが143講座・24,477人、家庭教育家庭生活が206講座・10,437人、職業知識技術向上が29講座・564人、市民意識社会連帯が198講座・12,455人となっている。

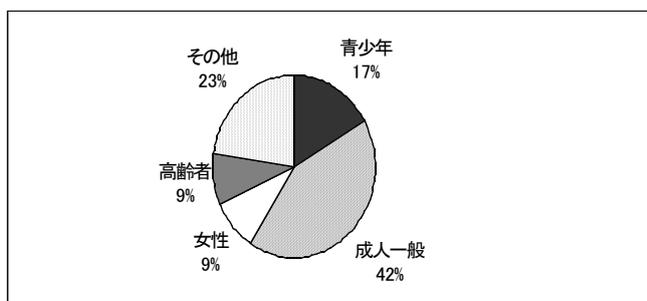
対象別学級講座

	青少年	成人一般	女性	高齢者	その他	合計
学級・講座数	159	399	90	85	215	948

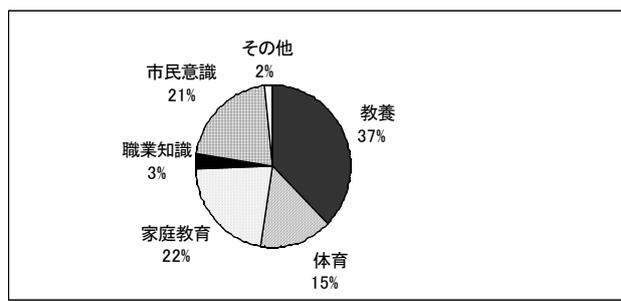
### 学習内容別学級講座

	教 養	(うち趣味)	体 育	家庭教育	職業知識	市民意識	そ の 他	合 計
学級・講座数	356	144	143	206	29	198	16	948
受講人数	11,919	3,575	24,477	10,437	564	12,455	1,721	61,573

### 対象別学級講座



### 分野別学級講座



## 2 社会教育関係施設の現況

### ① 公民館調査

公民館総数は266館で、1市町村あたり6.7館となっている。本館、分館別にみると、本館158館、分館108館である。公民館職員総数は665人で1公民館あたり2.5人となっている。

また、公民館類似施設総数は70館で、職員総数は101名で、1施設あたり1.4人となっている。

### 施設規模別公民館数

公 民 館 総 数	本 館 ・ 分 館 別			単 独 ・ 複 合 別	
	中 央 館	地 区 館	分 館	単 独	複 合
266	27	131	108	165	101

### 公民館及び公民館類似施設職員数

区 分	公 民 館			公 民 館 類 似 施 設		
	館長・分館長	公民館主事	その他の職員	施 設 の 長	指 導 系 職 員	そ の 他 の 職 員
専 任	14	55	25	7	3	20
兼 任	32	52	41	23	8	12
非 常 勤	207	135	104	7	5	16
合 計	253	242	170	37	16	48

## ② 図書館調査

図書館の総数は26館で、設置者別にみると、県立2館、市立8館、町立16館となっている。また、本館、分館別の図書館総数は本館23館、分館3館である。また、職員総数は171人で、1館あたり6.6人となっている。

図書館職員数

区分	館長・分館長	司書	司書補	その他の職員	合計
専任	11	42	0	49	102
兼任	14	1	0	7	22
非常勤	4	20	0	23	47
合計	29	63	0	79	171

## ③ 博物館調査

県内の博物館は11館で、このうち登録博物館7館、博物館相当施設4館となっている。これを設置者別にみると、県立4館、市立1館、町立1館、私立5館である。また、職員総数は383人で、1館あたり34.8人となっている。

博物館職員数

区分	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	合計
専任	9	39	0	270	318
兼任	1	2	0	16	19
非常勤	1	1	0	44	46
合計	11	42	0	330	383

## ④ 青少年教育施設調査

地方公共団体が設置し、教育委員会が所管（教育委員会から青少年教育に関する事務の委任を受けている知事部局、市町村部局が所管する場合を含む）する青少年施設は6施設となっている。これを設置者別にみると、県立3施設、市立2施設、町立1施設である。

（平成17年度 県教育調査統計要覧から）

人口増加数(人口千人当り)  
〔(期末人口-期初人口)÷期初人口〕

都道府県	順位			増加数
	01年	02年	2003年	
沖縄県	2	1	1	7.63
東京都	6	2	2	7.49
神奈川県	1	3	3	7.08
*滋賀県	3	5	4	4.97
千葉県	4	6	5	4.97
愛知県	5	4	6	4.81
埼玉県	7	7	7	4.03
静岡県	10	9	8	1.75
福岡県	11	8	9	1.56
◎全国				1.44
*兵庫県	8	10	10	1.30
群馬県	12	11	11	0.75
宮城県	15	12	12	0.66
栃木県	13	15	13	0.57
三重県	14	14	14	0.52
岡山県	20	13	15	0.36
広島県	25	19	16	0.30
岐阜県	18	16	17	0.28
茨城県	16	18	18	0.23
*大阪府	19	17	19	0.05
石川県	21	24	20	-0.30
*京都府	24	25	21	-0.44
香川県	29	27	22	-0.92
福井県	22	30	23	-1.14
長野県	9	34	24	-1.26
*奈良県	28	39	25	-1.46
大分県	30	20	26	-1.62
富山県	26	23	27	-1.66
宮崎県	35	29	28	-1.81
熊本県	23	22	29	-1.86
佐賀県	31	35	30	-1.92
北海道	32	26	31	-1.92
山梨県	17	21	32	-1.99
鳥取県	27	28	33	-2.13
愛媛県	39	38	34	-2.27
新潟県	37	36	35	-2.32
鹿児島県	40	31	36	-2.54
福島県	33	32	37	-3.10
徳島県	43	33	38	-3.50
長崎県	42	42	39	-3.80
山口県	44	41	40	-3.94
岩手県	41	43	41	-4.16
高知県	38	37	42	-4.22
山形県	45	44	43	-4.34
島根県	34	46	44	-4.49
青森県	36	40	45	-4.87
☆和歌山県	46	45	46	-5.28
秋田県	47	47	47	-7.53

資料：総務省統計局「人口推計年報」  
時期：2002年10月～2003年9月  
メモ：増加数の多い都道府県  
沖縄県 10,209人増 東京都 91,508人増  
神奈川県 61,035人増 滋賀県 6,755人増  
千葉県 29,778人増 愛知県 34,268人増

老年人口割合  
(65歳以上人口÷総人口)

都道府県	順位			人口割合
	01年	02年	2003年	
島根県	1	1	1	26.5
秋田県	2	2	2	25.6
高知県	3	3	3	25.0
山形県	4	4	4	24.5
山口県	6	6	5	24.0
鹿児島県	5	5	5	24.0
徳島県	8	7	7	23.5
岩手県	10	10	8	23.4
鳥取県	7	8	8	23.4
大分県	9	9	8	23.4
新潟県	12	12	11	23.0
愛媛県	11	11	11	23.0
長野県	12	13	13	22.8
☆和歌山県	14	15	13	22.8
熊本県	14	13	13	22.8
富山県	16	16	16	22.4
香川県	16	16	16	22.4
長崎県	18	18	16	22.4
宮崎県	19	18	16	22.4
福井県	20	20	20	22.0
福島県	22	22	21	21.8
佐賀県	21	21	21	21.8
岡山県	23	22	23	21.7
青森県	24	24	24	21.4
山梨県	25	25	25	21.0
三重県	26	26	26	20.5
北海道	29	28	27	20.3
広島県	28	28	28	20.1
石川県	27	27	29	20.0
岐阜県	30	30	30	19.8
群馬県	31	31	31	19.6
静岡県	32	32	32	19.4
*京都府	33	33	33	19.2
◎全国				19.0
宮城県	34	34	34	18.9
福岡県	34	34	35	18.8
*兵庫県	37	37	36	18.6
栃木県	36	36	37	18.5
*奈良県	38	38	37	18.5
茨城県	39	39	39	18.1
東京都	40	40	40	17.6
*滋賀県	40	41	41	17.3
*大阪府	42	42	42	17.0
千葉県	44	44	43	16.2
愛知県	43	43	43	16.2
神奈川県	46	45	45	15.6
沖縄県	45	46	45	15.6
埼玉県	47	47	47	14.9

資料：総務省統計局「人口推計年報」  
時期：2003年10月1日，毎年  
メモ：推計老年人口割合  
(国立社会保障・人口問題研究所)  
2005 2010 2015 2020 2025 2030年  
和歌山 23.6 26.2 29.6 31.4 32.3 33.4%  
全国 19.9 22.5 26.0 27.8 28.7 29.6%

県外大学・短大への進学者割合

都道府県	順位			進学者割合
	02年	03年	2004年	
☆和歌山県	1	1	1	89.1
島根県	2	2	2	85.6
*奈良県	3	3	3	82.7
鳥取県	6	4	4	82.2
佐賀県	5	6	5	78.8
*滋賀県	4	7	6	78.7
香川県	8	5	7	77.9
三重県	7	8	8	76.5
茨城県	10	9	9	76.4
岐阜県	9	11	10	76.3
山形県	17	13	11	75.6
富山県	11	10	12	75.2
山口県	16	14	13	74.5
栃木県	14	15	14	74.3
長野県	13	12	15	73.5
福島県	19	17	16	73.3
宮崎県	12	18	17	72.8
高知県	20	20	18	72.8
静岡県	15	16	19	72.3
岩手県	22	22	20	71.1
大分県	18	19	21	70.3
群馬県	21	21	22	70.2
秋田県	24	24	23	69.8
福井県	23	23	24	68.5
山梨県	25	25	25	68.1
新潟県	28	26	26	65.0
愛媛県	27	27	27	64.7
長崎県	26	28	28	64.5
千葉県	29	29	29	63.2
埼玉県	31	30	30	63.2
徳島県	30	31	31	62.4
青森県	32	32	32	59.8
石川県	33	33	33	59.2
岡山県	34	34	34	58.0
◎全国				55.8
神奈川県	35	35	35	54.8
鹿児島県	36	36	36	54.2
*兵庫県	38	37	37	52.9
熊本県	39	39	38	52.1
*京都府	37	38	39	51.6
広島県	40	40	40	50.3
*大阪府	41	41	41	45.0
宮城県	42	42	42	42.7
沖縄県	43	43	43	42.5
東京都	44	44	44	40.0
福岡県	45	45	45	33.7
愛知県	46	46	46	28.6
北海道	47	47	47	25.5

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」  
 時期：2004年4月入学者(5月1日在籍者)，毎年  
 メモ：県内高校出身者の入学大学所在地割合  
 和歌山 大阪 京都 兵庫 東京 奈良  
 大学 8.3% 37.3% 12.4% 10.5% 5.6% 3.6%  
 和歌山 大阪 兵庫 京都 奈良 東京  
 短大 23.7% 50.5% 11.0% 4.4% 3.6% 1.8%

県外への就職者割合(高等学校卒業生)

都道府県	順位			県外就職割合
	02年	03年	2004年	
長崎県	1	1	1	38.9
鹿児島県	2	2	2	38.0
宮崎県	3	3	3	36.1
佐賀県	5	4	4	35.5
青森県	6	5	5	35.4
沖縄県	4	8	6	31.9
縄根県	8	10	7	30.4
岩手県	7	6	8	29.6
埼玉県	10	7	9	29.3
秋田県	11	9	10	28.8
高知県	13	13	11	27.3
熊本県	14	12	12	27.2
☆和歌山県	12	10	13	26.0
*奈良県	9	14	14	24.9
千葉県	15	15	15	24.1
大分県	16	17	16	24.0
徳島県	17	16	17	22.6
岐阜県	18	20	18	20.5
山口県	21	21	19	20.1
神奈川県	20	18	20	20.0
山形県	23	21	21	19.8
福島県	19	19	22	18.7
◎全国				17.5
福岡県	26	27	23	17.4
*京都府	24	23	24	16.3
*滋賀県	28	30	25	15.5
栃木県	29	31	26	15.0
愛媛県	22	25	26	15.0
岡山県	25	24	28	14.8
三重県	30	28	29	14.4
*兵庫県	31	26	30	13.9
鳥取県	27	29	31	11.9
茨城県	32	32	32	11.7
宮城県	33	34	33	11.5
香川県	36	39	34	10.3
長野県	38	36	35	10.2
群馬県	39	37	36	10.1
山梨県	34	38	37	9.9
新潟県	35	33	38	9.7
福井県	37	35	39	9.2
東京都	42	40	40	8.7
広島県	39	40	41	7.9
石川県	41	43	42	7.8
静岡県	44	44	43	7.0
北海道	45	45	44	6.0
富山県	43	42	44	6.0
*大阪府	46	46	46	5.7
愛知県	47	47	47	2.6

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」  
 時期：2004年3月高校卒業就職者，毎年  
 メモ：2004年3月 県内高校卒業就職者の主な  
 就職先別就職者数及び全体に占める割合  
 就職者計 県内 大阪 愛知 京都 東京  
 1,995 1,476 323 32 28 26人  
 (74.0%) (16.2%) (1.6%) (1.4%) (1.3%)

## 報告に向けた協議の経過

開催期日	会議種別	内容
平成16年11月17日(水)	第1回定例会議	○今後の社会教育の在り方について諮問 ○社会教育の現状について事務局から説明
平成17年2月8日(火)	第2回定例会議	○県内の社会教育に関する状況調査報告 ○社会教育における先進的事例について自由討議
平成17年6月7日(火)	第3回定例会議	○今後の社会教育の在り方についての論点の整理のために討議 ○専門会議の設置
平成17年8月1日(月)	第1回専門会議	○今後の社会教育の在り方についての骨子(枠組み、視点など)について討議
平成17年10月19日(水)	第4回定例会議	○第1回専門会議における審議の内容の報告 ○報告の骨子について討議
平成17年12月19日(月)	第2回専門会議	○報告の素案について討議
平成18年2月20日(月)	第5回定例会議	○第2回専門会議における審議の内容の報告 ○報告の素案について討議
平成18年6月2日(金)	第6回定例会議	○今後の社会教育の在り方について報告案の最終討議

## 和歌山県社会教育委員名簿

50音順

(任期：平成16年9月1日～平成18年8月31日)

氏 名	役 職 名	備 考
秋宗久美子	橋本市公民館運営審議会委員	
岩崎 正伸	和歌山県市町村社会教育主事等連絡協議会長	専門会議委員
上森 成人	紀州お祭りプロジェクト実行委員会事務局長	
大桑 啓文	那智勝浦町社会教育委員	
岡田 祥子	古座川町コーラスサークル「つくし〜ズ」代表	
梶間 敏之	前県PTA連合会長	
栢木 孝	旧貴志川町教育委員会教育長	
紺野 悦子	スポーツクラブありだ代表	
笹尾 恭子	社会福祉法人ハッピーステーション施設長	
末木 一郎	田辺市ひがし拠点公民館長	
菅井 繁實	県体育協会クラブ育成アドバイザー	
鳥淵 朋子	アクト研究室代表	専門会議委員
橋本 卓爾	和歌山大学経済学部教授	専門会議委員
堀内 秀雄	和歌山大学生涯学習教育研究センター助教授	専門会議委員
○ 向口 睦美	NPOスローウェーブ代表	専門会議委員
◎ 藪添 泰弘	前県立耐久高等学校長	専門会議委員

◎ 議長      ○ 副議長